

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1172））

2. 日 時：平成30年8月3日 10時00分～12時00分

13時30分～17時00分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

中川上席安全審査官、正岡主任安全審査官、秋本安全審査官、田尻安全審査官、  
関根技術研究調査官、竹内技術参与

（検査グループ専門検査部門）

早川上席原子力専門検査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：東海第二発電所 品質保証室 室長 他23名

東北電力株式会社：原子力品質保証室 担当 他7名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 副長 他8名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 副長 他6名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 保守計画課 主任 他5名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力品質保証） 副長 他7名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他5名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、6月5日、8日、7月30日、31日、8月1日及び本日の提出資料に基づき、原子炉格納施設の設計条件に関する説明書、竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書、外部火災への配慮に関する説明書、設置許可との整合性に関する説明書、原子炉格納施設の設計条件に関する説明書（MCCI）、品証関係（各施設の活動実績と計画、設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書）、要目表（浸水防護施設、内部溢水）、及び溢水防護に関する説明書等について説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書】

- 原子炉停止機能喪失時の動荷重は、設計基準事故時の動荷重に包絡されておらず、設計基準事故時の動荷重を上回っていることから、重大事故等時の動荷重が設計基準事故時の動荷重に全て包絡されるなどの記載内容を整理して、提示すること。

【設置許可との整合性に関する説明書】

- 安全施設を共用する場合に安全性を損なわない設計とすることについて、設置変更許可申請書（本文）で個別設備毎に示された具体的な設計方針が工事計画に反映されているか整合性を説明すること。

【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書（MCCI）】

- 床ドレンサンプの改造後もドライウェル除湿器の容量に余裕があるかどうか整理して、提示すること。

【品証関係（各施設の活動実績と計画、設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書）】

- 品質マネジメントシステムに係る組織図について、設計、工事及び検査のための組織が網羅的に示されているか説明すること。

【溢水防護に関する説明書】

- 管理区域外漏えい防止堰として登録するスロープの幅の設定の考え方を整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ V-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書
- ・ V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
- ・ V-3-別添 1 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書
- ・ V-5-9 計算機プログラム（解析コード）の概要・TONBOS
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 外部火災への配慮に関する説明書のうち 補足-90-1【外部火災への配慮に関する説明書】
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全般の補足説明】
- ・ V-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書  
※資料番号：工認-139 改 17
- ・ 東海第二発電所 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書に係る補足説明資料（原子炉格納容器の重大事故等時の閉じ込め機能健全性について）
- ・ V-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書  
※資料番号：工認-139 改 18
- ・ 東海第二発電所 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書に係る補足説明資料（コリウムシールドの設計）
- ・ V-3-別添 3-4-4 管理区域外伝播防止堰の強度計算書
- ・ 東海第二発電所 工事計画に係る説明資料（その他発電用原子炉の付属施設のうち浸水防護設備）（抜粋資料）
- ・ V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針
- ・ V-1-1-8-4 溢水影響に関する評価
- ・ V-1-1-8-5 溢水防護施設の詳細設計
- ・ V-3-別添 3-3 溢水への配慮が必要な施設の強度計算の方針